

年末を跨ぐ解約注文に係る抹消（解約）データの対応について（補足）

集中移行方式による移行において、移行口数は受渡ベースで算定するため、年内に受託会社へ解約連絡が行われた投資家からの解約注文のうち、年明けの受渡分（以下「跨ぎ解約注文」という。）については、移行申請データの移行申請口数に含まれ振替口座簿に記録されることから、年明けの解約受渡日に振替制度上で抹消処理を行う必要がある。

その際、年明けに委託会社が跨ぎ解約注文について抹消（解約）申請を行うためには、現行実務において利用している各種データのフォーマット（以下、「旧フォーマット」という。）の情報に加え、振替制度において必要な情報（以下、振替制度に対応した各種データフォーマットを「新フォーマット」という。）についても、販売会社から委託会社に予め連携しておくことが必須となる。以下では、跨ぎ解約注文に係る販売会社から委託会社への連絡が、振替制度実施前から公販ネットを通じて新フォーマットで行われることを前提とした場合の振替制度実施前後における跨ぎ解約注文の取扱いなど、各関係者の対応について補足説明する。

<対応>

1. 年内の対応

- (1) 販売会社は、新フォーマットにより、公販ネット等を利用し、委託会社へ設定・解約連絡を行う。
- (2) 委託会社は、新フォーマットで受信したデータを旧フォーマットに変換したうえで、決済照合システムPh3又はFAX等を利用し、受託会社へ設定・解約連絡を行う。
- (3) 委託会社は、新フォーマットで受信したデータのうち、跨ぎ解約注文に対応するデータの溜め込みを行う。

2. 制度実施日（平成19年1月4日）の対応

- (1) 販売会社は、本年最終営業日である12月29日に顧客から申し込まれた設定・解約注文に対し、振替制度実施日である平成19年1月4日に新フォーマットにより委託会社へ設定・解約連絡を行う。
- (2) 委託会社は、2(1)のデータと跨ぎ解約注文に対応するデータを合わせて、新フォーマットにより、機構の投信振替システムに新規記録及び抹消（解約）データを入力する。
- (3) 受託会社は、機構の投信振替システムより新フォーマットで受信した設定・解約連絡のうち、跨ぎ解約注文分を除いたうえで、基準価額計算を行う。